

## 法 5 条…強制労働の禁止

使用者は、**暴行、脅迫、監禁**その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、**労働者の意思**に反して労働を強制してはならない

長期労働契約（第 14 条）、労働契約不履行に関する賠償予定（第 16 条）、前借金相殺（第 17 条）、強制貯金（第 18 条）

- ☑ 法 5 条違反の場合…労働基準法上最も重い罰則（1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金）
- ☑ 憲法 18 条の理念を具体化したもの（何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。）
- ☑ 使用者と労働者との間に労働関係が存在することを前提⇒形式的な労働関係でなく、事実上の労働関係が存在していると認められれば足りる。
- ☑ 不当とは、社会通念上是認し難き程度の手段の意味であり、必ずしも「不法」なもののみに限られず、合法的なものであっても不当なものになることがある。